

令和7年度香川県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による令和7年度香川県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

記

1 講習会の目的

家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習会の対象者

家畜の取引業務を行うため家畜商免許を必要とする者

（ただし家畜商法第4条の要件に該当する者は免許を与えられない。）

3 開催日時及び場所

日時：令和7年9月4日（木曜日）（9時00分から17時15分）

令和7年9月5日（金曜日）（9時00分から17時15分）

場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁内会議室

4 講習科目

（1）家畜の取引に関する法令 4時間

（2）家畜の品種及び特徴 4時間

（3）家畜の悪癖、機能障害および疾病 6時間

5 受講申込方法

（1）窓口持参、郵送の場合

令和7年7月15日（火曜日）までに、家畜商講習会受講申込書（様式1）に講習手数料として香川県収入証紙（3,200円分）を貼付し、香川県農政水産部畜産課あて（後述10に送付先を記載）に提出すること。

（2）香川県電子申請・届出システムを利用する場合

令和7年7月15日（火曜日）までに、【香川県電子申請・届出システム】から、家畜商講習会の受講申込をすること。電子申請の場合、キャッシュレス決済となります。利用可能な決済手段は、クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub）、PayPay、d払い、auPAYです。

下記のURL又はQRコードより申し込みが可能です。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5082

※郵送での提出の場合は、令和7年7月15日（火曜日）の消印有効。

※香川県収入証紙には消印をしないこと。



※県外及び県内島しょ部（小豆島を除く）居住の受講希望者等、香川県収入証紙を入手困難な場合は、為替証書による提出も可能（為替証書の記入欄は空欄とすること）。

※写真 1 枚（縦 3.0cm×横 2.4cm、無帽・正面向き・上半身像、申請前 6 カ月以内撮影）を添付すること（窓口持参、郵送の場合は、必ず裏面に氏名を記載すること）。

6 定員

講習会の定員は、45 人とする。

※原則先着順とし、定員に達し次第募集を締め切ります。応募状況により受付期間内であっても、受講できない場合がありますので、受講申し込み前に必ず香川県農政水産部畜産課生産流通グループ（087-832-3427）までお問い合わせください。

7 講習会の特例措置

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定による講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（様式 2）に必要事項を記入の上、獣医師免許又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

特例措置適用者は、9 月 5 日（金曜日）のみの受講で可とする。

8 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

なお、この修了証明書は、家畜商法第 3 条第 2 項に規定する者の証明となる。

9 その他

（1）講習会当日の受付時間は、両日とも 8 時 40 分から 9 時 00 分までとする。

（2）受講者は筆記用具を持参し、昼食は各自で対応すること（会場内での食事は不可）。

（3）講習会で使用するテキストは下記のものとする。

「家畜取引の知識 改訂版」日本家畜商協会編（株）ぎょうせい 2020.11 発行版

10 受講申込み及び問合せ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県農政水産部畜産課 生産流通グループ（松坂、久保）

TEL：087-832-3427 FAX：087-806-0204